

施設基準

施設基準は、クリニック、病院が診療報酬上の特定の加算や点数を算定するために、厚生労働省が定めた要件のことです。例えば、人員配置、設備、診療体制、情報開示の方法などがあり、これらを満たすことで加算の対象になります。

・夜間・早朝等加算

厚生労働省の基準に基づき、平日の18時以降や土曜日の正午以降などに受診された場合、診療報酬上の「夜間・早朝等加算」を算定しています。該当する時間帯に受診されると、通常の診療費に加えて、50点が加算されます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

・一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明点などがありましたら当院職員までご相談ください。

・生活習慣病管理料の施設基準に係る院内掲示

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

・長期収載品の選定療養

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

・電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋を発行する体制を電子処方箋管理サービスに登録する体制を整備しております。
5. 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っています。
6. マイナンバー保険証使用率（30%以上）です。
7. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
8. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

特掲診療料の施設基準

<届出事項>

- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5

季美の森整形外科